

専務理事及び常務理事の役員手当等の特例

(目的)

第1条 この特例は、日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程（以下「役員給与規程」という。）第1条ただし書きの規定に基づき、専務理事及び常務理事の役員手当及び退職慰労金等の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員手当)

第2条 専務理事及び常務理事の役員手当は、次に掲げる金額とし、理事会の承認を得て、それぞれ定めるものとする。

- (1) 専務理事は、月額 65 万円以内
- (2) 常務理事は、月額 65 万円以内

(賞与)

第3条 専務理事及び常務理事に賞与を支給する。

- 2 賞与は、年間、役員手当の4月分を限度とし、毎年6月及び12月に各2分の1を支給する。

(退職慰労金)

第4条 専務理事及び常務理事に退職慰労金を支給する。

- 2 退職慰労金は、1期（2年）につき役員手当の額の2月分を限度に支給する。ただし、1期に満たないときは、在任月により按分して支給するものとする。

(通勤手当等)

第5条 専務理事及び常務理事には、通勤手当として、毎月定期券購入費に相当する額を支給する。

- 2 専務理事又は常務理事の自宅の最寄り駅が、連合会事務局より100キロメートル以上離なれており、専務理事又は常務理事の職務を遂行するための居宅を賃借した場合の賃借料は、予算の範囲内で連合会が負担することができる。
- 3 専務理事又は常務理事の自宅の最寄り駅が、連合会事務局より100キロメートル以上離なれており、前項の居宅が自宅と別にある場合は、帰省するための旅費を、予算の範囲内で、1月につき4回分を支給することができる。

(職務を行う役員の役員手当等)

第5条の2 専務理事又は常務理事に欠員が生じた場合において、その職務を行う役員を置いた場合の役員手当等は、この特例の定めるところによる。

(特例に定めのない事項)

第6条 この特例に定めのない事項については、日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）を準用する。

(特例の改廃)

第7条 この特例の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この特例は、平成 11 年 6 月 26 日（定時総会終了の日）から施行する。

附 則（第 1 条～第 7 条）

この特例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。